

岩手県告示第557号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、次のとおり、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域としての指定を解除する。

令和7年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定を解除する区域 釜石市岩井町1番4の一部及び1番10の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 3 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 基準不適合土壤の掘削による除去

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。